

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	消防局 予防課 危険物係	
許 認 可 等 名	危険物の仮使用の承認	
根 拠 法 令	消防法	
根 拠 条 項	第11条第5項	
連 絡 先	(電話656-1193)	
審 査 基 準	基 準	<p>① 承認に係る部分が変更の工事に係る部分以外の部分であること。</p> <p>② 当該仮使用の承認申請に係る施設の部分が、変更の工事中においても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少ない部分であるか否かを調査し、必要に応じ防火上の措置を講じるよう指導のうえ、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少ないと認められること。</p> <p>③ 仮使用の承認の効力の終期は、当該変更に係る製造所等について完成検査済証が交付される日であること。</p>
	参 考 事 項	<p>(提出方法)</p> <p>当該変更許可を受けた者は、危険物製造所等仮使用承認申請書2部及び関係図書を添付し、徳島市長(消防局予防課危険物係)あて提出してください。</p> <p>(手数料)</p> <p>申請に伴い手数料5,400円が必要となります。</p>
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成24年8月1日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 7日(休日を除く)
	(設定しないものについてはその理由)	
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)